

## 第15回 熊本市市民公益活動支援基金運営委員会議事録（要旨）

1 開催日時：平成27年10月15日（木） 9時00分～10時00分

2 開催場所：熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと3階会議室

3 市民公益活動支援基金運営委員

- ・出席者： 古賀 倫嗣 委員長（熊本大学教育学部教授）
- 佐藤 和弘 副委員長（株式会社 地域総研 代表取締役）
- 越地 真一郎 委員（地域づくりアドバイザー）
- 中島 久美子 委員（特定非営利活動法人 熊本県子ども劇場  
連絡会 理事長）
- 松枝 清美 委員（公募市民）
- 田上 聖子 委員（観光文化交流局次長）
- 田中 俊実 委員（市民局次長）

4 配布資料

- 資料1 分野指定別の寄附及び助成の廃止について
- 資料2 助成限度額の見直しについて
- 資料3 助成対象経費の費目について
- 資料4 要綱改正について
- 資料5 熊本市市民公益活動支援基金実施要綱 改正案
- 資料6 第16回熊本市市民公益活動支援基金運営委員会の開催について

5 会議録（要旨）

### 【議事】

- (1) 分野指定別の寄附及び助成の廃止について  
(資料1に基づき、事務局より説明)

(中島委員)

そもそも、分野指定に決めた理由は何かあったのか。「確定した分野に助成する」という枠づくりをした目的とはどういったことなのか。

(事務局)

他都市にも、分野別での助成や、今回のステップアップ助成のような分野を問わない助成など、様々な制度がある。その中で、色々な先進都市のモデルから分野指定制度を採用したが、分野の分類基準が分かりづらいことや、選択された申請分野によって、とてもいい事業であっても助成が

なされず、公平さに欠けるなどの課題があった。そのため、事務局としては分野の廃止を検討している。

(中島委員)

公益活動とは、市民の「こういったことが大事だ」という思いから生まれてくるものであり、特定の分野の活動をしたいから実践するものではないと思っている。そのため、広く分野にこだわらない助成の在り方がいいと思う。

(古賀委員長)

この基金の制度設計当時の委員長をしていたので、少し説明をさせて頂きたい。この制度を作るにあたって「熊本市らしさ」に着眼して議論を行った。

分野別に制度を設けることにより、例えば、「熊本だったら地下水が豊富なので水が大事だ。」という意見があり、それであれば環境という項目が必要であるなど、熊本らしいメリハリのある制度を目指す中で、申請者側から見た活動分野については議論されなかった。

そういった意味では、制度制定から 4 年が経ち、申請者側からすると分野の縛りが厳しく使いにくい制度であったということや、どうしても本来のミッションではなく、分野別の寄附額が多いところに申請が集中するといったいささかの齟齬が発生していたため、事務局によって改善を図ったとのこと。

ただ、説明にあった通り、現在受入した寄附は寄附者から分野を指定して頂き、その活用方法をお約束して寄附をして頂いているものであるため、私たちが審査する平成 28 年度については従来のやり方で助成しないと寄附者の意思が伝わらない。本来、もっと早く改正してもよかったかもしれないが、そういった理由で一年間先延べしての実施となる。以上でよろしいか。

(越地委員)

今の内容に。

(古賀委員長)

はい、どうぞ。

(越地委員)

私もこのやり方が妥当だと思うが、今度は、寄附する側の立場に立った時、分野別であることで寄附が集めやすいのか、それが一本化されることで逆に曖昧になって寄附しづらいのか、その辺はいかがか。

(事務局)

寄附の件数から見ると、分野指定の寄附よりは一般寄附のほうが多い。勿論、明確にこの分野に役立ててほしいということで分野を指定される方もいるが、現状の割合からしても、様々な公益活動に役立ててほしいという方が多いように見受けられる。

(越地委員)

私もそのように思う。一本化することで、寄附する側も寄附しやすくなるという雰囲気づくりや体制づくりが合わせて必要。一言でいうと、この基金は寄附で成り立っているもの。そうすると、日本人は寄附が苦手な寄附文化というものが定着してないため、なかなか厳しい側面もある。当然今後の課題として検討していると思うが、どうすれば寄附がたくさん集まるかという視点も必要。

(古賀委員長)

こういった形の方がより寄附環境が整備されるであろうといった賛成のご意見をいただいた。これを踏まえまして、この提案議事の1、分野指定別寄附及び助成の廃止につきましては事務局の提案通り承認してよろしいか。

(委員、全員了承)

(2) 助成限度額の見直しについて

(資料2に基づき、事務局より説明)

(田中委員)

やはり過去の実績等を踏まえても、より幅広い団体の支援を行うには妥当だと思うが、過去25万円を超えるような団体というのは、基本的に事業費ベースでどれくらいの額での申請していたのか。逆に言うと、もっと大きなことをやりたい、もっと幅広くやりたいというところを制限してしまうのではないか。

(事務局)

25万を超えている団体は、平成25年度で2団体、平成26年度で2団体ある。事業費ベースでいくと大体50万から60万くらいの事業費で申請されている。これまで申請いただいた事業は、今まで活動してきた事業に対して助成を受けられる方と、助成を受けて、今までやってこられなかった事に新たにチャレンジしてみようというものと様々あった。今回助成限度額が下がることで、どのように助成金を役立てていただけるかというのは、申請者の方でも改めて考えたり、変更なさる方もいるかもしれない。

(田中委員)

事業促進という観点からは、それは制限になるような変更ではないということか。

(事務局)

大きな影響はなく、申請者にとって不都合になることは少ないと考えている。

(佐藤副委員長)

これまで事業費の3分の2という助成割合に対して、何か申請者からの要望はなかったのか。私は2年間委員をしているが、そういう議論があったという覚えはない。その前にはあったか。

(事務局)

3分の2という助成割合に関して団体からの要望はない。ただ、本市では通常2分の1という助成割合が一般的であるため、3分の2の助成割合を2分の1に下げること検討したが、今回限度額を下げさせて頂いて助成率まで下げるとなると、申請者にとってはデメリットが大きいと考え、限度額だけを下げさせて頂きたい。

(佐藤副委員長)

私は、他の制度にも関わっているが、大体2分の1位の助成割合で幅広く助成している。この基金は3分の2を維持したままできこうというもので了解した。

(古賀委員長)

これは、スタートアップ助成についても3分の2だったか。

(事務局)

それは全額、助成事業の10割を助成している。

(古賀委員長)

私も他のいろんな助成申請の選考に関わっているが、大体法人は、40万、50万という大きな額をいろんなところに申請してその積み重ねで運営していくというスキルを持っている。そういったスキルのない設立3年未満の団体を支援するスタートアップ助成は全額助成をするため、育成という面で重要な制度であり、それに対してステップアップ助成は限度額を25万に改正するという事で、限度額があってもその団体の努力によっていろんな申請をされていく。

また、やはり25万程度にすることで、申請者側にとっても会計報告が作りやすく透明性がある範囲の金額ではないかと感じている。こういうことで、今回の助成限度額の見直しということについては、事務局の原案通り承認させて頂いてよろしいか。

(委員、全員了承)

### (3) 助成対象経費の費目について

(資料3に基づき、事務局より説明)

(佐藤副委員長)

NPO団体の会計費目に、委託費という費目はあるのか。

(事務局)

勘定科目はある。ただ、NPO法人の会計は、いわゆる会社の企業会計とは違い、きちんと会計管理がされていれば、絶対この費目でなければならないと決まっていな。当基金の費目は事業に必要な費目を整理するために設定されており、これまでポスターやチラシ、パンフレットなどを作成した際のデザイン費などを委託料として支払っていたが、その際、どの費目で計上したらよいかというのが非常に分かりづらかった。そのため、申請者にとって分かりやすく、悩ましいものではないように整理をするため、委託費という費目を作った。

(佐藤副委員長)

これまで、これは消耗品じゃなく備品なんじゃないのかというようなことを何遍も言ったことがあった。この基金の費目は、民間でいう会計規定とちょっと違う。もし、その勘定科目が比較的重要ではなく、つまり公益に資するものであればいいということであれば、費目は一番やり易いものにするのがいいと思う。

(中島委員)

現行では、備品購入費は単価が2万円以下のものと限定されているが、改正後の備品については上限の金額を設定されないのか。

(事務局)

現行の消耗品費には、金額の上限の設定がない。どのように判断をしていたかと言うと、助成対象事業で使う消耗品であり、きちんと必要なものであると認められれば、消耗品費として申請が可能だった。それに対して、備品については、もちろん事業に必要なものであることが大前提だが、事業終了後も継続して使うものであれば備品購入費という区別をしていた。ただし、あまり高額な備品を購入するのは適当ではないとして、備品購入費だけ2万円という上限を設けていた。

そのため、消耗品費の判断基準にあわせて、備品の購入についても、間違いなく助成事業対象であれば上限に限らず事務費という形で申請していただき、金額の制限は設けないものとした。

また、この資料には載っていないが、要綱の但し書きによって、団体が日常で使う事務費など、事業に全く関係ないものは認めないと規定されている。申請いただいた際に、当然その中身を審査するため、その中で必要なものかどうかという判断は、事務局の方で判断させていただきたい。

(佐藤副委員長)

細かいことになるが、委託費の方にデザイン等とあり、一方、事務費の方には、印刷費のなかにチラシ、ポスター等の印刷とある。今は、デザイン込みで印刷発注することが主流になってきているが、そういう場合は委託費として計上するのか、事務費の印刷費にするのか、そういう判断が難しいのではないのか。

(事務局)

委託という形で印刷からデザインまで一貫して出していれば、委託費。単純な印刷だけであれば事務費という区別で考えている。

(佐藤副委員長)

印刷会社に発注する場合に、これをデザイン込みで発注する。実際、印刷費しか上がってこない。そこはあんまり細かく見ないということになるのか。

(事務局)

デザイン費込みで印刷代と判断されるのか、それともデザイン費込みなので委託と判断されるのかというのは大変判断の難しいところになるかと思うが、もしもここの費目が違ったところで、事実と大きく異ならない限り問題ないと思っている。

(古賀委員長)

先ほどの説明通り、印刷費に関して戸惑いがある。そのあたりについては、誰にでも統一した説明ができるような形で少し補足的な検討をよろしくお願いしたい。そういったことを約束して、この件についてはご了承いただいたということによろしいか。

(委員、全員了承)

#### (4) 熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の改正について

(資料 4,5 に基づき、事務局より説明)

(越地委員)

この冠設定は、今までに例はあったのか。

(事務局)

基本的に 1 件 100 万円以上ご寄付をいただいた企業様によって冠を付けさせていただくという制度。過去 2 件あった。

(越地委員)

差支えなければ、どちらからの寄附か。

(事務局)

えがお様とコスギ不動産様からであった。

(越地委員)

その冠は今も付いているのか。

(事務局)

今は付いていない。

(越地委員)

向こうが希望すれば、冠を付すことができる。

(事務局)

その通り。

(越地委員)

逆に冠を遠慮するところもある。表に出ない方がいいというところもあるだろうが、希望すれば付けてもいいということか。

(事務局)

ご希望があり冠を付ける場合は、この委員会の中でご判断をいただくようになっている。

(古賀委員長)

今、冠寄附ということで企業名が二つ出てきたが、3年ぐらい前にこうした基金をどう運用するかということで、フォーラムみたいなものをさせていただいた。この基金は、申請者側の気持ちと寄附者側の気持ちをどうつないでいくかという基金であり、コスギ不動産様とえがお様からそれぞれの担当の方がシンポジウムに参加頂き、寄附者の思いをお話いただいた。制度設計するとき、そういった寄附する側にいろんな情報を提供することによって、寄附しようとか、寄附額を増やしていくような契機になるのではないかと、そういった意見もあったため、そのあたりは活動として進めていってはいかがかということだった。そういったことでは大口の寄附者はやはりありがたい。もちろん市民の方からの寄附も大事だが、そのあたりについても積極的に勧めていただければと考えている。

要綱改正については、この原案通り決めさせていただくということによろしいか。

(田上委員)

委員長、ちょっといいでしょうか。

(古賀委員長)

はい、どうぞ。

(田上委員)

先程の備品購入費のところだが、要綱の別表第3の但し書きで、日常的な事務処理や団体内で使用する物件費と書いてあり、ここで事業に必要な日常の備品購入の制限について読むということだが、はっきり書くのであれば、「備品購入費等の物件費」と書くとか、本当に高額な備品購入費を除くのであれば、高額というのはどこまでかというのは置いておくにしても、ある程度、備品購入費の縛りというものをどこかに入れていかないと、後々高額な備品購入費を認めなくてはならないということになると思う。そこを少し検討されたほうがいいのではないかと。まったく備品とい

う言葉がこの中に出てこなくなり、どこまで認めるかというのを助成対象外経費のところでも少し整理された方がいいのではないかと思います。

(古賀委員長)

田上委員からのご指摘を踏まえた上で、この改正自体としては承認してよろしいか。

(委員、全員了承)

### 3 次回の開催日程

(資料6に基づき、事務局より説明)

(越地委員)

勉強のためということで3点、ちょっとお聞かせ願いますか。

(古賀委員長)

はい、どうぞ。

(越地委員)

審査の競争率、不採択数はどれくらいあるのか。おおむね申請されたら採択されるケースがほとんどなのかという点について、それが1つ。まず、それについて教えていただけますか。

(事務局)

スタートアップ助成や、平成28年度で終了する団体応援寄附は、書類審査によって審査しているが、ほとんどのところが採択されている。また、分野別助成についてだが、これまで二次審査式をとっている年度と、一次審査式をとっている年度とがあった。どちらも点数順に採択していき、採択されない団体もある。ちなみに、去年は200万の助成枠に対して800万ぐらいの助成申請が出ていた。

(越地委員)

私は、競争率は高い方がレベルも上がってくると思っている。大学入試や会社の入社試験でもそうだが、定員内の応募だとどんなものでも決定されていくが、定員オーバーだと自ずと切磋琢磨していく。申請する側も、もちろん今も真剣そのものですが、さらに工夫をしたり、ビジョンを描いたり、本来の趣旨に沿ったものができて、ということになると思うので、競争率は高い方がいいというのが一つ。となると、たくさん応募してくださいという呼びかけが一つ、それに絡んで2点目の質問が、たくさん応募してくださいという時にそれだけの原資があるのかという問題、つまり予算だが、これが寄附に頼っている。先程と重なるが、寄附を促進する方策、この辺はどう進めていくのか。

(事務局)

越地委員がおっしゃる様に、寄附をいくら集めることができるのかというところが非常に悩ましいところ。寄附の件数自体はずっと並行していて、数は増えていないが、昨年度から熊本城マラソンに熊本応援チャリティ募金というチャリティ部門を設けていただき、一定の金額以上寄附をされた方は優先的にマラソンに参加できる制度がある。その中にこのくまもと・わくわく基金を入れていただいたおかげで、そちらからも寄附をいただいている。それ以外の一般の寄附の件数がなかなか伸びないということが課題としてとらえているところ。

これからどういった工夫をしていくかについては、これまでは市政だよりやホームページでの広報、企業様への営業をやってきているが、なかなか結果が出てこない。今年は、商工会議所が発刊している「商工ひのくに」にて、くまもと・わくわく基金のPRをさせていただいた。具体的にこれからどういうPRをしていくかということも検討をしていかなければならない。

(越地委員)

やっぱり寄附と助成申請の双方がないと盛り上がらないと思う。申請制度ばかり謳って枠はこれだけしかありませんというのは寂しい。両方が準備されていればこそその制度である。3点目は、市には他にも類似の制度がある。例えば人づくり基金、あるいは今、区単位でやるようになった地域コミュニティ助成事業によるまちづくり支援。それぞれにコンセプトはあると思うが、一部重複と言うか、曖昧と言うか、この公益活動支援基金も地域団体の方が対象になる。地域コミュニティづくりの方も地域団体が対象になるが、この辺の調整、あるいは横の連絡、各基金間のコンセプトがはっきりした方が分かりやすいだろうと思う。その辺はお互いで調整したり話し合いをされたりすることはあるのか。

(田上委員)

観光文化交流局では、現在、ふるさと納税全般を取りまとめている。熊本市にたくさんの基金等があるため、それぞれを「こういう主旨でやっています」と一括して見せられるよう、市民の方に分かりやすくなるよう進めている。

(越地委員)

それは非常に大事なことじゃないかと思う。逆にそういうことをやることで、全く知らない人や知っていても曖昧にしか理解していない人に対して、改めて整理をして「皆さんどうぞご利用ください」とアピールできればいいなと思う。

(古賀委員長)

今のご意見等についてお考え、お気づきがあれば、せっかくの機会なのでいかがか。

(田中委員)

市の大きな柱になっている地域コミュニティの再生については、市長も地域主義を掲げており、今から特に力を入れてく上で地域団体、ボランティア団体、NPO団体等との連携を図りながら幅広い対応により地域コミュニティを再構築していかなければならない。そこで、越地委員がおっし

やったように多様なメニューがある。コミュニティ助成に関するものやまちづくりの推進、こういった情報を横断的にいろんな団体に共有して頂き、可能な限り活用して頂いて、地域コミュニティ活動の活性化に繋げて頂きたい。

ただ、団体においてはその手順や申請方法がわからない。どういう風にすればいいのか、書類の作り方がわからない、そういう団体もあると聞いている。今後そういった支援を含め、地域支援、地域づくり、地域コミュニティづくりを支援するような担当職員の配置を市としては考えていきたいと考えている。来年、再来年というわけにはいかないが、そういった方向で検討しているということを一報告させていただいた。

(佐藤副委員長)

関連してだが、地域団体が行う活動を始め公益活動にはたくさんの種類があり、審査をするときにその活動がいかにか公益に資しているのかという判断が非常に難しく感じた。広く多彩な活動があるという意味では、そういった地域団体の活動がまちづくりと共に活性化していくとは思いますが、公益なのかどうかという判断が非常に苦しいところだと思う。そういった私たちの意見も、議事録などの形で市民の方に公表していくことで、少しでも理解していただけたらと常々思っている。いい機会なので少し話しておきたかった。

(古賀委員長)

この市民公益活動支援基金を制度設計するとき非常に悩んだのが、自治会を対象として入れるのかどうか、これが出発点だった。自治会についてはいろんな助成制度があるため、この制度はNPOや任意団体、ボランティア団体を育てるためにある程度焦点化しようという議論だったが、やっぱり自治会を入れておかないと、というようなことである程度幅を広げたという経緯がある。ただ、先ほど行政のお二人から説明があったようになかなか悩ましいのは、こういった法人からの支援基金への応募の半分ぐらいは、障がいのある子ども達のためのNPO法人が多い。これは団体数が増えたというだけじゃなく、申請件数が増えてきた。そういった団体は、なかなか地域の中には納まらない。5つの区あるいは小中学校の校区コミュニティがひとつの在り方とすれば、熊本市全体の中で子ども達をみる動きもある。そういった意味では、地域という枠組みをよく三層建てのデパートに例えることがあるが、熊本市全体と区と小学校区。この三層建てのうち、今の時点では区が弱い。今は区を作っていく時期だと思っている。高齢者は地域の中で出来るが、そういった時期に、上手い具合に校区コミュニティと熊本市全体をつなぐ5つの区の中で子ども達をみる動き等があってもいい。NPO活動そのものはあまり地域に根差さない。そういったところをどういう風に可能性を広げていくのか、この議論は今後じっくりとさせていただきたいと思う。他に何かご意見等この機会にという委員の方はありませんか。

(中島委員)

申請書類を見ていたが、様式第9号の事業計画書に期待される効果というものがある。ここに助成金を得ることでどこが正味になっていくということまで出していただけるといいなと思う。社会的効果はここで表現されるが、助成金を得ることでのメリットというか、こういったことが充実していくということまではっきり明記されると、いろんな形で社会的活動の意味がよくわか

るのかなと思うので、そのようにお願いしたいと思った。

(古賀委員長)

助成事業を採択されることによって得られるプラス面。これは募集のときに説明するなど、運用によって対応するよう事務局に考えて頂きたい。

#### 4 閉会

(古賀委員長)

それでは、他にご意見等もないようならば、以上をもって閉会とする。

(終 了)